

ウ 支援終了後の関係機関へのつなぎの際に情報提供を行うことへの同意書  
関係機関から求めがある場合、本人の同意に基づき支援経過等の情報提供を行うもの

③ 捜査機関等からの照会への対応について

○ 以下については回答する

- ・ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 218 条第 1 項（検察官、検察事務官又は司法警察職員が裁判官の令状により記録等の差押えをする場合）の規定による令状による捜索に応じるもの
- ・ 刑事訴訟法第 279 条（裁判所による公務所等照会）の規定による照会
- ・ 本人からの同意をとった上での弁護士会等からの照会

○ 上記以外の捜査機関等からの照会への対応については、本事業の適正な執行（相談窓口の機能維持）の観点から、加害者対策部会では（A）「原則回答しない。」とする意見の方が多かったが、一部の委員及び捜査関係機関のオブザーバーからは、公共の安全と秩序の維持の観点から、（B）「原則回答する。」という意見もあった。

県は、今後、相談窓口を運用するにあたっては、これらの意見を踏まえ、本事業の適正な執行と公共の安全と秩序の維持の比較衡量により、組織的に意思決定の上、慎重に判断を行うべきではないか。

意見（A）

捜査機関等からの照会については、原則回答しない。

（理由）

本窓口で扱われる極めてプライバシー性の高い情報が厳格に守られないとなると、届出や相談は躊躇され、相談窓口として機能することはもはや困難となることから、守秘義務の内容としては相当高い程度で守られるべきである。それでも、照会に回答することによる本事業の適切な執行に対する不利益と、回答しないことによる公共の安全と秩序の維持への不利益の比較衡量により、回答しない場合の不利益の方が明らかに大きく、回答すべきであると県が組織的に意思決定した場合にのみ例外的に回答するものとするべきである。

意見（B）

捜査機関等からの照会については、原則回答する。

（理由）

刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会によって報告を求められた公務所又は公私の団体は報告すべき義務を負うと解されている。したがって、捜査機

関から捜査関係事項照会を受けた場合、回答義務を負う福岡県としては、その照会に回答することが原則であり、例外的に、回答することによって生じる本事業の適切な執行に対する不利益と、回答しないことによって生じる公共安全と秩序の維持への不利益を比較衡量し、回答することによって生じる不利益が明らかに大きいと判断される場合には回答しないことも許容されるところと考えるべきである。